

# 竹の有効活用に向けた実証等支援業務

仕 様 書  
(案)

平成 29 年 9 月

岸 和 田 市



## 1 総則

本仕様書は、岸和田市丘陵地区整備課が発注する竹の有効活用に向けた実証等支援業務に適用する。

## 2 業務名

竹の有効活用に向けた実証等支援業務

## 3 業務場所

ゆめみヶ丘岸和田地区内

## 4 業務期間

契約日から平成 30 年 3 月 30 日まで

## 5 業務目的

業務場所である「ゆめみヶ丘岸和田（岸和田丘陵地区）」では、都市・農・自然が融合したまちづくりを目指して、市と、地域住民で構成される岸和田丘陵地区まちづくり協議会（以下「協議会」と言う。）が協働し様々な事業に取り組んでいる。平成 26 年度から都市整備事業（土地区画整理事業）及び農整備事業（土地改良事業）がそれぞれ事業着手している。今後は、基盤整備に留まらず、岸和田丘陵地区 Green Village 構想（平成 26 年 2 月）（以下「GV 構想」と言う。）に沿った、多彩な地域資源を活かした自立性、将来性、地域性の高い、魅力あふれる地域づくりを推進していく必要がある。

特に、長年にわたる耕作放棄等により拡大している荒廃竹林の適正管理による良好な里山環境の再生、未利用バイオマス資源の利活用及び地域活性化が地域課題となっている。

本業務は、上記のような課題を多様なプレイヤーの参加による問題解決に向けた検討を重ね、農環境やバイオマス資源等をはじめとする地域資源を活用したまちづくりを推進することでまちの活性化と新たな産業の創出を目的とする。

（参考）岸和田 Green Village 構想

新たな時代を先導し、全国に誇れるまちづくりの実現に向けた 7 つのプロジェクトの総称。

1. スローライフプロジェクト
2. フードバレー形成プロジェクト
3. 「フクロウの森」再生プロジェクト
4. 高齢者ががやきプロジェクト
5. 次世代のびのびプロジェクト
6. 竹資源活用プロジェクト（岸和田バンブープロジェクト）
7. 神於山からの息吹プロジェクト

## 6 業務概要

- |              |    |
|--------------|----|
| 計画準備等        | 一式 |
| 竹等有効活用に向けた検討 | 一式 |

## 7 主な貸与資料

- (1) 岸和田市丘陵地区整備計画基本構想（平成 20 年 6 月）
- (2) 岸和田市丘陵地区まちづくり基本計画（平成 22 年 10 月）
- (3) 岸和田 Green Village 構想（平成 26 年 2 月）
- (4) 平成 26 年度岸和田丘陵地区まちづくり活動推進業務報告書（平成 26 年 3 月）  
（竹資源の利活用調査検討ほか）
- (5) 竹の有効活用等検討業務（平成 29 年 2 月）

## 8 業務内容

### (1) 計画準備等

#### 1) 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで本仕様書に示す業務内容、条件を確認し、現況把握のうえ業務実施方針の立案を行う。また、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

#### 2) 打合せ協議

業務着手時、中間打合せ、成果品納入時を実施する。

#### 3) 報告書作成

業務成果の取りまとめを行う。

### (2) 竹等有効活用に向けた検討

#### 1) 産官学が協働する竹等の有効活用に向けたネットワーク組織の運営支援

企業・地域住民・NPO・金融機関等を始めとする多様なプレーヤー参画のもと、竹の地域資源としての活用において、将来のバイオマス利用における事業化に向けた運営体制構築、ネットワーク組織の強化検討を支援する。

#### 2) 竹資源集積システムのモデル化検討

将来的の竹利用を想定した原料供給体制について、経済性・技術性の両面から課題を整理するとともに、課題解決の方向性ならびに具体的な施策の検討を行う。

## 9 成果品

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2 部 |
| (2) 電子成果品 | 1 部 |

## 10 その他

- (1) 受託者は、業務開始に先立ち、着手届、主任技術者届、業務代理人その他発注者が指示する書類を、所定の様式により指定期日までに提出すること。
- (2) 受託者は責任を持って主任技術者及び業務代理人を選定し、諸般の事項を処理すること。なお、発注者が主任技術者及び業務代理人を不相当と認めるときは、改め

て人選すること。

- (3) 本業務を実施するうえで必要となる既存資料については発注者より受託者に貸与し、貸与された資料について受託者はその重要性を認識し取り扱い及び保管に慎重に行なうこと。なお、受託者は業務終了後、貸与された資料を返還し、その確認を受けること。
- (4) 本作業の実施を適切な工程管理により行なうこと。また、作業期間中は常に発注者と緊密な連絡を保ち、その指示に従うこと。
- (5) その他この仕様書に定めのない事項または、業務委託契約書に定めのない事項については、双方協議のうえ発注者の指示に従うこと。